

# 平成28年度 業務改善助成金のご案内

平成28年度より、支給要件の一部が変更になります。

## 変更前(平成27年度)

- ① 事業場内の最も低い賃金を40円以上引き上げる。
- ② 助成の上限額
  - (1) 最も低い賃金を40円以上引き上げた場合  
100万円
  - (2) 10名以上の賃金を60円以上引き上げた場合  
130万円～150万円

## 変更後(平成28年度)

- ① 事業場内の最も低い賃金を60円以上引き上げる。
- ② 助成の上限額  
一律 100万円

※助成率、支給対象経費については、平成27年度と変更はありません。

## 助成対象の道県

※地域別最低賃金が800円未満の次の40道県に事業場（支社等）があれば助成対象となります。

北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、三重、滋賀、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

お問い合わせ先・申請先は、最寄りの都道府県労働局へ